

第4次大阪府子ども読書活動推進計画 【子ども読書活動の推進に関する基本方針と重点的な施策を示す】(R3-R7)

	大阪府	家庭	地域	学校	公立図書館	民間事業者
責務・役割	◆子どもの読書活動の推進に関する施策を策定及び実施する	◆保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすことが重要	◆家庭や学校、図書館と連携し、地域ぐるみで子ども読書活動を推進することが重要	◆子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担う。 ◆学校図書館は、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、児童生徒の健全な教養の育成を目的とする。	◆地域における読書活動推進の中核的な役割を果たす。 ◆探していた本だけでなく、思いがけない本と出会い、自主的に読書を楽しむことができる場所	◆子どもの健やかな成長に資する書籍等が提供されることが重要 ◆子どもの読書活動の推進を社会全体で効果的に取組むためには、公民連携による普及・啓発が大切
取組	◆重点的な施策 ◆情報・人・本を届ける支援体制の構築	◆家読（うちどく） ◆図書館や書店の活用 ◆読書イベントへの参加 など	◆ボランティア養成講座への参加 ◆フォーラム・研修への参加 ◆地域での読書イベントの実施 など	◆フォーラム・研修への参加 ◆特別貸出用図書セットの活用 ◆図書館イベントの活用 など	◆読書イベントの実施 ◆協力貸出の活用 ◆メーリングリストの活用 など	◆商業施設等での読書イベントの実施 ◆企業広報を活用した読書活動普及・啓発 など
ネットワークづくり						

学校図書館活性化ガイドライン（大阪府教育委員会 H23.3）

- ◆学校図書館は、「読書センター」「学習・情報センター」の2つの柱を持っており、児童・生徒に読書習慣を確立し、情報リテラシーを育成するためには、この2つの機能を活性化させることが大切
- ◆魅力ある学校図書館づくり、調べ学習などの授業における支援、学校図書館担当者の資質向上、公立図書館との連携、ボランティアなどの活用について記載

大阪府立図書館基本方針と重点取組業務 (R1-R4)

- ◆府立図書館は、府域の子どもが豊かに育つ読書環境づくりを進めるとともに、国際児童文学館の機能充実と努める。
  - ・府域の子ども読書活動を推進
  - ・広域自治体の図書館の視点から、学校等に対する支援を進める。
  - ・国際児童文学館資料の一層の活用を図る。

子どもの読書活動の推進に関する法律

- ◆読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである。（第2条）
- ◆都道府県は、子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、子どもの推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。（第9条）

学校図書館法

- ◆学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である（第1条）
- ◆学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備（第2条）
- ◆学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない（第5条）

新学習指導要領

- ◆言語活動を向上させる重要な活動の一つとして、読書活動の充実と、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童・生徒の自主的、自発的な読書活動を充実させることを規定（小・中・高・支）

図書館法

- ◆健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与すること。（第1条）
- ◆図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。（第3条）